

浜松市教育委員会会議次第

令和5年11月27日(月)

14時00分

教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の報告及び承認

3 会議録署名人の決定(安田委員、田中委員)

4 会期の決定

5 議 事

(1) 議 案

第56号議案 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について
(教職員課)

(2) 報 告

ア 令和6年度浜松市奨学生の選考結果について (教育支援課)

6 閉 会

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

浜松市教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

（浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 2 0 条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第 3 6 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 1 0 0 分の 1 2 0 以上 1 0 0 分の 2 0 0 以下</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第 2 0 条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第 3 6 条第 1 項の職員が著しく少数であること等の事情により、第 1 号及び第 2 号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 <u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 0 以上 1 0 0 分の 2 0 0 以下、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 5 以上 1 0 0 分</u></p>

(2) 勤務の成績が優秀な職員 100分の
108.5以上100分の120未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 100分の
97

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準
日以前6箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の教育委員会の定
める職員 100分の97未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成
績率は、当該職員の職務について監督する地
位にある者による勤務成績の証明に基づき、
当該職員が次の各号のいずれに該当するか
に応じ、当該各号に定める割合の範囲内にお
いて、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 100分の
49.5以上

(2) 勤務の成績が良好な職員 100分の
46

(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準
日以前6箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の教育委員会の定
める職員 100分の46未満

の210以下

(2) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給
する場合には100分の108.5以上
100分の120未満、12月に支給する
場合には100分の113.5以上100
分の125未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給
する場合には100分の97、12月に支
給する場合には100分の102

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準
日以前6箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の教育委員会の定
める職員 6月に支給する場合には
100分の97未満、12月に支給する場
合には100分の102未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成
績率は、当該職員の職務について監督する地
位にある者による勤務成績の証明に基づき、
当該職員が次の各号のいずれに該当するか
に応じ、当該各号に定める割合の範囲内にお
いて、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給
する場合には100分の49.5以上、
12月に支給する場合には100分の
52以上

(2) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給
する場合には100分の46、12月に支
給する場合には100分の48.5

(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準
日以前6箇月以内の期間において懲戒処
分を受けた職員その他の教育委員会の定
める職員 6月に支給する場合には

<p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「100分の97」とあるのは、「100分の99」とする。</p>	<p>100分の46未満、<u>12月に支給する場合には100分の48.5未満</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「100分の97」とあるのは「100分の99」と、<u>「100分の102」とあるのは「100分の104」とする。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難</p>

であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 6月に支給する場合には100分の120以上100分の200以下、12月に支給する場合には100分の125以上100分の210以下

(2) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の108.5以上100分の120未満、12月に支給する場合には100分の113.5以上100分の125未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の97、12月に支給する場合には100分の102

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 6月に支給する場合には100分の97未満、12月に支給する場合には100分の102未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の49.5以上、12月に支給する場合には100分の52以上

(2) 勤務の成績が良好な職員 6月に支給

であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1) 勤務の成績が特に優秀な職員 100分の122.5以上100分の205以下

(2) 勤務の成績が優秀な職員 100分の111以上100分の122.5未満

(3) 勤務の成績が良好な職員 100分の99.5

(4) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 100分の99.5未満

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1) 勤務の成績が優秀な職員 100分の50.75以上

(2) 勤務の成績が良好な職員 100分の

<p>する場合には<u>100分の46</u>、12月に支給する場合には<u>100分の48.5</u></p> <p>(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 <u>6月に支給する場合には100分の46未満</u>、<u>12月に支給する場合には100分の48.5未満</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「<u>100分の97</u>」とあるのは「<u>100分の99</u>」と、「<u>100分の102</u>」とあるのは「<u>100分の104</u>」とする。</p>	<p><u>47.25</u></p> <p>(3) 勤務の成績が良好でない職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の教育委員会の定める職員 <u>100分の47.25未満</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(勤勉手当の成績率に係る特例)</p> <p>3 浜松市教育職員の給与に関する規則(平成29年浜松市教育委員会規則第13号)第15条に規定する特定職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において「特定職員」という。)、定年前再任用短時間勤務職員及び任期を定めて任用される常勤の職員以外の職員に関する第20条第1項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「<u>100分の99.5</u>」とあるのは、「<u>100分の101.5</u>」とする。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

(提案理由)

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告（令和 5 年 9 月 2 9 日）を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について改正を行うものです。

(改正内容)

勤勉手当の成績率

条例改正による勤勉手当の支給割合の改定に伴い、勤勉手当の成績率を改定するものです。

(1) 職員

区分	勤勉手当の成績率		
	現行	改正案	
		令和 5 年 12 月	令和 6 年度以降
勤務の成績が特に優秀な職員	100 分の 120 以上 100 分の 200 以下	<u>100 分の 125 以上</u> <u>100 分の 210 以下</u>	<u>100 分の 122.5 以上</u> <u>100 分の 205 以下</u>
勤務の成績が優秀な職員	100 分の 108.5 以上 100 分の 120 未満	<u>100 分の 113.5 以上</u> <u>100 分の 125 未満</u>	<u>100 分の 111 以上</u> <u>100 分の 122.5 未満</u>
勤務の成績が良好な職員	100 分の 97	<u>100 分の 102</u>	<u>100 分の 99.5</u>
勤務の成績が良好でない職員	100 分の 97 未満	<u>100 分の 102 未満</u>	<u>100 分の 99.5 未満</u>

(2) 定年前再任用短時間勤務職員

区分	勤勉手当の成績率		
	現行	改正案	
		令和 5 年 12 月	令和 6 年度以降
勤務の成績が優秀な職員	100 分の 49.5 以上	<u>100 分の 52 以上</u>	<u>100 分の 50.75 以上</u>
勤務の成績が良好な職員	100 分の 46	<u>100 分の 48.5</u>	<u>100 分の 47.25</u>
勤務の成績が良好でない職員	100 分の 46 未満	<u>100 分の 48.5 未満</u>	<u>100 分の 47.25 未満</u>

(施行期日等)

この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、第 1 条の規定については、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。

令和6年度 浜松市奨学生の選考結果について

学校教育部 教育支援課

1 事業の概要

- ・経済的理由によって修学が困難な学生及び生徒に学資を貸与し、向学心の高揚及び教育の機会均等に寄与するとともに、優秀な人材の育成に資する。
- ・大学生等は月額 45,000 円、高校生等は月額 30,000 円を上限に貸与し、卒業後、貸与期間の 3 倍の年数で償還する。

2 選考

(1) 申請受付

- ・令和5年7月3日（月）～9月29日（金）

(2) 選考

- ・令和5年10月26日（木）浜松市奨学生選考委員会
委員：宮崎正（教育長）、黒柳敏江（教育委員）、神谷紀彦（教育委員）、奥家章夫（学校教育部長）

3 選考結果

(1) 大学生等

- ・申請 42 人
- ・採用 41 人

(単位：人)

区分	大 学		専 門	大 学 院	合計 (A)	参 考 R5(B)	増 減 (A)-(B)
	1 年	2 年	1 年	1 年			
申請者	35	3	4	0	42	47	△5
採用者	34	3	4	0	41	41	0

(2) 高校生等

- ・申請 0 人